

茨城県建設工事等電子入札システム利用者規約

(目的)

- 第1条 この規約は、茨城県建設 CALS/EC 共同利用センター（以下「共同利用センター」という。）が運営する茨城県建設工事等電子入札システム（以下「システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。
- 2 システムの共同利用に参加する地方公共団体（以下「共同利用参加団体」という。）ごとの個別の事項については、共同利用参加団体が別に定める運用基準によるものとします。

(利用者規約の同意)

- 第2条 システム利用者（以下「利用者」という。）がシステムを利用するには、この規約に同意していただく必要があります。
- 2 利用者は、利用の前に必ず規約の内容を確認いただくとともに、その内容に同意できない場合はご利用いただくことができません。なお、システムを利用された方は、この規約に同意したものとみなします。

(利用者の責任等)

- 第3条 利用者は、自己の責任と判断に基づき、システムを利用し、利用によって生じる各種情報を管理するものとします。
- 2 利用者は、システムを利用するために必要な機器（ICカード、ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）をすべて自己の責任と負担において準備し、それらの管理を自己の責任において厳重に行うものとします。
- 3 利用者は、システムの利用に際して、使用する機器についてセキュリティ対策に努めるものとします。
- 4 利用者はシステムが正常に動作する端末を使用してシステムを利用し、当該端末にはウィルスチェックソフトを導入し、その定義ファイルを常に最新の状態に保たなければならないものとします。

(禁止事項)

- 第4条 システムの利用にあたっては、次の行為を禁止します。
- (1) システムを本来の目的以外の用途に利用すること。
 - (2) システムに対し、不正にアクセスすること。
 - (3) システムの管理及び運営を故意に妨害し、または破壊すること。
 - (4) システムに対して、ウィルスに感染したファイルを送信すること。
 - (5) 他人の情報又は虚偽の情報によりシステムを利用すること。
 - (6) 共同利用センターに無断でシステムへ直接リンクすること。
 - (7) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(利用時間等)

第5条 システムの利用時間は、土日祝日及び12月29日から1月3日までを除く平日の午前9時から午後6時までとします。公共工事入札情報サービスシステムの利用時間は、原則として24時間運用とします。

2 前項にかかわらず、次に掲げる場合には利用者へ事前の通知を行うことなく、システムを停止、休止、中断又は制限できるものとします。

(1) システムの保守点検等を行う必要がある場合

(2) システムに係る重大な障害の発生その他やむを得ない事由が生じた場合

(問い合わせ対応)

第6条 システムに関するお問合せ受付時間及び回答方法については、茨城県電子入札共同利用ポータルサイト (<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>) に示すとおりとします。

(利用の停止又は制限)

第7条 共同利用参加団体は、利用者がこの規約に反する行為をしたと認められる場合には、利用者に対しシステムの利用を停止又は制限することができます。

(障害時等の措置)

第8条 システムが障害により利用できなくなった場合には、利用者は遅滞なく関係する発注機関に連絡した上で、その指示に従うこととします。

(入力情報の管理)

第9条 利用者がシステムを利用する際にシステムに入力した情報については、共同利用センターが善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。

2 システムの運営上やむを得ない場合、当該情報について発注機関が必要な調査及び修正をすることがあります。

(免責事項等)

第10条 共同利用参加団体は、利用者がシステムを利用したことで発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

2 共同利用参加団体は、システムの停止、休止、中断又は制限等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

(著作権)

第11条 システムが利用者に対し提供する一切のプログラム及びその他の著作物は、茨城県が保有しており、国際著作権条例及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。システムに含まれているプログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等、システムの適切な利用以外のいかなる行為も禁じます。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 12 条 この規約は日本国法に準拠するものとします。また、システムの利用又は規約に関して共同利用参加団体と利用者間に生ずるすべての紛争は、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(規約の変更)

第 13 条 共同利用参加団体は、必要あると認めるときは、利用者に事前の通知を行うことなく、規約を変更できるものとします。

2 利用者は、利用の都度、規約の確認を行うものとし、規約変更後にシステムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

付 則

この規約は、平成 18 年 4 月 26 日から施行します。

付 則

この規約は、平成 18 年 1 月 4 日から施行します。